

令和5年度 第6回吹田市建築審査会議事録

開催日時 令和5年12月19日(火) 午前10時15分
開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
出席委員 井上会長 澤田職務代理 山口委員 加賀委員

建築審査会次第

1 議案審議

議案第10号

議案第11号

議案第12号

議案第13号

2 報告事項

3 その他

会長 7名中4名の出席となるため、会議は成立しております。本日の議事録の署名は、澤田委員、加賀委員にお願いします。第10号議案から第13号議案については関連する議案となりますので、事務局から一括して説明をお願いします。それでは、事務局の方より、第10号議案から第13号議案の説明をお願いします。

第10号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 路線バス停留所の上屋

該当適用条文 建築基準法第44条第1項第2号

第11号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 路線バス停留所の上屋

該当適用条文 建築基準法第44条第1項第2号

第12号議案説明

申請者 ○○○○
申請地 ○○○○
予定建築物 路線バス停留所の上屋
該当適用条文 建築基準法第44条第1項第2号

第13号議案説明

申請者 ○○○○
申請地 ○○○○
予定建築物 路線バス停留所の上屋
該当適用条文 建築基準法第44条第1項第2号

- 会長 　　ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見ございますか。
- 委員 　　新設花壇は建築物ではないということでしょうか。
- 事務局 　　建築物ではありません。
- 委員 　　一定の歩道幅が確保できるということで今回4か所申請されていると推測しますが、道路室は何メートル以上あれば交通上安全だと判断しているのでしょうか。
- 事務局 　　道路室からは歩道の残幅員が2メートル以上あれば交通上支障がないと判断していると聞いております。
- 委員 　　今回申請された4か所を選定した理由は確認されていますか。
- 事務局 　　4か所を選定した理由については確認できておりません。
- 委員 　　バス停の設置に関し行政からの補助等はあるのでしょうか。
- 事務局 　　大阪府の補助金を活用して設置されると聞いております。
- 委員 　　今回の申請に対しては法第44条第1項第2号が適用されるとのことですが、「その他これらに類する公益上必要な建築物」の判断は特定行政庁が行うのでしょうか。
- 事務局 　　建築基準法の逐条解説に「その他これらに類する公益上必要な建築物」の例としてバス停の上屋が挙げられています。また、路線バスは公共交通であるため公益性が認められることから、特定行政庁が「その他これらに類する公益上必要な建築物」であると判断しております。
- 委員 　　通行上支障がないという点について、道路管理者及び警察から得ている判断以外に配置計画や周辺の状況等から特定行政庁が許可するに支障がないと判断した理由はありますか。
- 事務局 　　必要な幅員等の数値基準がないため、道路管理者及び警察との協議結果を判断材料のひとつとしております。また、現地を確認した上で周囲の状況等から個別に判断をしております。

委員 通行上の観点で見ると箱を設置するのと屋根だけを設置するのでは全く異なります。建物の形状等から判断されていることはありますか。

事務局 今回は片持ちの屋根であるため下部の通行が可能です。申請される建築物の形状も判断材料のひとつになっています。

委員 特定行政庁が建築的な観点から支障がないと判断した理由も調査意見に入れた方がいいと思います。

事務局 分かりました。

委員 建築物の高さや構造などの基準はありますか。

事務局 明確な基準としては定めていませんが、道路内に設置することになるため不燃材を使用することなどは必要であると考えています。

委員 建築的な基準について整理をされておいた方がいいと思います。

委員 排水計画はどうなっていますか。

事務局 上屋の屋根から縦樋を介し、車道側もしくは商業施設敷地内に排水する計画です。設計者より排水計画について道路管理者及び施設管理者と協議済みであると聞いております。

委員 樋が付いていても歩道内に垂れ流すことになっては快適な空間が確保できないので、確実に車道の会所や側溝等に排水されるように指導してください。

事務局 分かりました。

委員 残存歩道幅員はバス停上屋に設置されるベンチを起点に計測されていますが、周辺には花壇や既存のバス停掲示板などがあり、計測しているところよりも幅員の狭い場所があるように見受けられます。実態に即した計測をしてもいいのかなと思いますが、建物から計測するなど何か基準があるのでしょうか。

事務局 特に基準はありませんが、申請敷地部分について通行可能な範囲を歩道の残幅員としております。

委員 いずれの議案も幅員に関して問題はないと思いますが、実態に即して通行可能な幅員を見てもいいと思います。

事務局 今後は実態を踏まえた幅員を記載するようにします。

会長 他にご質問はございませんか。ないようですので、議案第10号から議案第13号について決議を取ります。皆様、同意ということでよろしいでしょうか。

一同 異議なし。

会長 全員一致で、「同意」するものといたします。

事務局

報告事項 法第43条第2項第2号許可 1件

事務局

報告事項 法第43条第2項第2号に基づく許可取扱要領の改正について

会長

ただ今の報告事項について、ご質問、ご意見ございませんか。

一同

異議なし。

事務局

改正案がまとまった段階で改めて委員の皆様にご意見を伺いますので、よろしく願いいたします。

事務局

次回は1月24日（水）午前10時00分から特別会議室で開催を予定しています。

会長

それでは、以上をもちまして第6回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。